

新中間処理施設整備検討会議規約（案）

（目的）

第 1 条 十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）が新たな一般廃棄物の中間処理施設の整備に向けて、今後のごみ処理のあり方（収集運搬・中間処理・最終処分）等を検討するため、新中間処理施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

（検討体制）

第 2 条 検討会議は、十勝管内 19 市町村のごみ担当課長等で組織する。

（会議）

第 3 条 検討会議は組合の事務局長が召集し、議長となる。

- 2 議長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 議長が必要と認めるときは、外部有識者等に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議の開催概要を組合ホームページに掲載する。

（庶務）

第 4 条 検討会議の庶務は、くりりんセンターにおいて行う。

（委任）

第 5 条 この規約に定めのあるもののほか、検討会議に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成 29 年 7 月 28 日から施行する。